様式１

事　業　報　告　書

（　自　令和７年７月１日　　至　令和８年６月３０日　）

１　医療法人の概要

（１）名　　称　　医療法人　ちだ内科・外科クリニック

①　□財団　　■社団（■出資持分なし　　□出資持分あり）

②　□社会医療法人　　□特定医療法人　　□出資額限度法人

■その他

③　■基金制度採用　　□基金制度不採用

（２）事務所の所在地　　岩手県盛岡市東安庭一丁目２３番６０号

（３）設立認可年月日　　平成２４年１月３１日

（４）設立登記年月日　　平成２４年２月１６日

２　事業の概要

（１）本来業務（開設する診療所又は介護老人保健施設の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開　設　場　所	許　可 病床数
診療所	ちだ内科・外科 クリニック	０３１０１１７０４９	岩手県盛岡市東安庭一丁目 ２３番６０号	なし

（２）附帯業務

なし

（３）収益業務

なし

（４）当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和７年８月２３日　令和６年度決算承認決定、役員の改選

令和８年６月１４日　令和８年度の事業計画及び収支予算の決定

〃　　令和８年度の借入金額の最高限度額の決定

（５）その他

当事業年度内に行われた医療機器の購入又はリース契約

【購入】

睡眠評価装置 パルスリープ　一台

様式３－４

法人名	医療法人　ちだ内科・外科クリニック
所在地	岩手県盛岡市東安庭一丁目２３番６０号

※医療法人整理番号			3	5	7

貸　借　対　照　表

（　令和８年６月３０日 現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
Ⅰ 流動資産	76,036	Ⅰ 流動負債	8,120
Ⅱ 固定資産	77,806	Ⅱ 固定負債	4,634
1 有形固定資産	49,069	負債合計	12,754
2 無形固定資産	683	純資産の部	
3 その他の資産	28,054	科　目	金　額
		Ⅰ 基金	2,000
		Ⅱ 積立金	139,088
		（うち代替基金）	0
		Ⅲ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	141,088
資産合計	153,842	負債・純資産合計	153,842

様式４－２

法人名	医療法人　ちだ内科・外科クリニック
所在地	岩手県盛岡市東安庭一丁目２３番６０号

※医療法人整理番号			3	5	7

損　益　計　算　書

（自　令和７年７月１日　　至　令和８年６月３０日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	155,742
2 事業費用	162,383
本来業務事業利益	△ 6,641
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	△ 6,641
Ⅱ 事業外収益	1,711
Ⅲ 事業外費用	85
経常利益	△ 5,015
Ⅳ 特別利益	1,013
Ⅴ 特別損失	0
税引前当期純利益	△ 4,002
法人税等	72
当期純利益	△ 4,074

様式２

法人名	医療法人　ちだ内科・外科クリニック
所在地	岩手県盛岡市東安庭一丁目２３番６０号

※医療法人整理番号			3	5	7

財　産　目　録

（　令和８年６月３０日 現在 ）

１．資	産	額	153,842 千円
２．負	債	額	12,754 千円
３．純	資 産	額	141,088 千円

（内　訳）

（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ 流動資産		76,036
Ｂ 固定資産		77,806
Ｃ 資産合計	（Ａ＋Ｂ）	153,842
Ｄ 負債合計		12,754
Ｅ 純資産	（Ｃ－Ｄ）	141,088

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）

建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）

様式５

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　ちだ内科・外科クリニック
理事長　千田　明紀　殿

私は、医療法人ちだ内科・外科クリニックの令和７会計年度（令和７年７月１日から令和８年６月３０日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

（１）事業報告書は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
（２）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
（３）計算書類は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
（４）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和8年8月23日
医療法人　ちだ内科・外科クリニック
監　事　千田洋子